

## 長野市企業立地促進ウェブサイト構築業務仕様書

### 1. 業務委託名称

長野市企業立地促進ウェブサイト構築業務

### 2. 契約期間

構築業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

運用保守業務期間 公開日から令和8年3月31日まで

※運用保守業務期間については、予算の確保を条件に発注者（市）及び受注者双方に異存が無ければ、年度単位で契約更新するものとする。

### 3. 委託上限金額

7,434,900円（消費税及び地方消費税含む）

### 4. 業務の目的

長野市（以下、本市と言う）は、本市経済の基盤強化及び持続的な発展、さらに人を呼び込み都市の活力を高めるための企業立地推進、魅力ある働く場の創出や市民所得の向上を目指すべく、令和6年10月に「長野市産業立地ビジョン」を策定した。

本ビジョンにおいて示した本市の企業立地方針や施策及び取り組みを踏まえ、企業立地に関する情報を集約するウェブサイト（以下、本サイトと言う）を開設することで、ビジネス面においても多くの強みを有していることを、特に本サイトの主たる閲覧者として想定される企業経営者や拠点進出担当者に対する訴求力に配慮しながら、効果的にPRすることを目的とする。

### 5. 業務内容

#### (1) ウェブサイトの制作方針

- ア 本業務の遂行に際しては、本仕様書の内容を基本にしつつ、本市の意向を十分に反映し、総合的なコンサルティングを行うこと。
- イ 本市の企業立地を推進するための具体的な施策を講じること。
- ウ 本市の取り組みや施策を具体的に掲出し、本市に企業立地を行うことのメリットを根拠に基づいて明示すること。
- エ 企業立地を検討する長野市外の事業者に対しては、本市の基本的な情報や魅力を多角的に訴求する必要があることから、本業務の受託事業者は長野市の地理的利点や企業にとっての事業環境に関する深い知識を活かす体制にすること。
- オ サイト制作に際して、本業務の受託事業者は本市と密に連携を取り、必要に応じて対面またはオンラインでの打ち合わせを随時行うこと。
- カ 令和7年11月1日までに本サイトの公開を開始すること。なお、当該時期及び公開情報の範囲は、業務委託契約の締結後、本市と協議のうえ変更することも可能とする。

#### (2) サイトの設計及びデザイン

- ア 統一したデザインと操作に一貫性をもたせること。
- イ レイアウトや構成案にはSEO等の根拠に基づいた構成を提案すること。
- ウ デザインのコンセプトやクリエイティブの方針等デザインについて具体的な提案を行うこと。

- エ 長野市への企業立地を検討する閲覧者が欲しい情報を容易に引き出せる、使いやすく・分かりやすいデザインや動線設計を行うこと。
- オ ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮し、年齢層等にかかわらず、誰もが見やすく、使いやすいホームページを目指すこと。
- カ サイト利用者の PC 及びタブレット・スマートフォンの主要ブラウザ (Edge、Chrome、Firefox、Safari 等) で閲覧可能とする。また、ユーザーが閲覧するデバイスの画面サイズに応じて、ページのレイアウト・デザインを最適化し表示させる手法を採用すること。
- キ デザイン及びレイアウトに必要なデジタルデータ (写真、動画、イラスト、アイコン、バナー、コピーライティング等) は、受託事業者において入手することを原則とする。但し、長野市と協議の上、必要に応じて長野市が所有するものを貸与することもできる。
- ク 利用者が目的の情報へたどり着けるように主要な検索エンジン (Yahoo!、Google 等) のキーワード検索を利用する事を考慮し、各ページを検索されやすいように構築する事。また、検索結果の上位表示にされる工夫をすること。

### (3) コンテンツについて

以下のア～オのコンテンツを必須とし、より効果的に閲覧者に訴求できるサイト構成を検討し、提案すること。また、カについては、自由に提案することができる。

#### ア 長野市の概要

##### (ア) 基本情報

例) 人口、面積、気候、市長等

##### (イ) まちの紹介

例) まちの概観図、公共・教育・医療・保育施設、商業施設等の情報

##### (ウ) 交通アクセス

##### (エ) 暮らしやすさ

例) 育児・教育、スポーツ環境、住コスト等から見た暮らしやすさ

##### (オ) 長野市のブランドイメージ

例) 観光都市としての PR、自然環境の PR

#### イ 企業が立地した場合の事業環境の優位性

##### (ア) B C P

例) 災害リスクの低さ、災害リスク低減の取組

##### (イ) 人材供給

例) 市内高等教育機関、求職者に係るデータ、移住関心度、雇用支援制度

##### (ウ) 支援制度

例) 助成制度、企業誘致ワンストップ窓口、産官学連携の取組例

#### ウ 立地場所

例) 産業団地開発候補エリア、事業用地マッチング制度、賃貸オフィス情報

#### エ よくある質問 (Q & A)

#### オ 問合せフォーム

#### カ その他、自由提案事項

例) 進出企業インタビュー等

#### (4) マークアップ及び CMS

- ア ユーザーインターフェースやホームページ表示速度を最適化し、利用者にとって快適な操作性を提供すること。
- イ 適切な SEO 対策や他 WEB サイトへのリンクバナーの掲出等、潜在的な閲覧者のアクセス向上につながる手法を実施すること。
- ウ 広く実績のある堅牢な CMS を導入し、メンテナンス性に優れたシンプルな設計を心がけること。
- エ サイトの運営・更新はブラウザのみで利用可能であり、特別なソフトウェアのインストールは不要とし、本市職員の PC 環境 (OS: Windows11 以降 WEB ブラウザ: Edge 最新版、Chrome 最新版) で、安定的にページの作成・更新・管理業務が行えるようにすること。
- オ パソコン向けのコンテンツ作成と同時に、スマートフォン等に表示するページが生成され、一元管理できるレスポンス対応を行うこと。
- カ 本市職員 PC から CMS 管理画面へのアクセスは、暗号化通信によるセキュリティを確保すること。また、ID・パスワード認証でログインを行い、原則として本市が許可した場所以外からの IP アドレスはブロックすること。
- キ ページを追加する際は、専門的な知識がなくても統一したデザインで、かつ、容易にページの作成及び更新ができるテンプレートを作成すること。
- ク CMS はアカウント毎に権限を設定できるようにすること。
- ケ ページが重くならないよう、画像のアップロードにサイズが軽くなるような設定を設けること。ただし、画質が荒くならないよう心掛けること。

#### (5) インフラ環境

- ア WEB サーバー及びドメインは、受託事業者が調達すること。運用費用については、初年度分は見積書に含めること。次年度以降は協議の上決定するものであるが、参考見積書を提出すること。
- イ 公開用 WEB サーバーは、24 時間 365 日の運用を基本とし、常に最新のプログラムを用い、24 時間監視が行われていること。
- ウ 本サイトを適切に運用できるサーバー環境を構築し、必要に応じ、拡張が行える構成とすること。

#### (6) セキュリティ及び保守

- ア サイト利用者が個人情報を入力する場合は、暗号化通信によるセキュリティを確保すること。
- イ WEB 独自の攻撃手法 (ブルートフォースアタック、SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等) の対策を取ることや、CMS および関連プログラムが常に最新の定義ファイルに更新される等の対策を講じ、セキュリティ上のリスクに備えること。
- ウ ウィルス、スパムメール等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること
- エ 公開サーバーに SSL サーバー証明書を導入設定すること。
- オ CMS は定期的にセキュリティアップデートを事業者側で行うこと。
- カ 脆弱性が発見された場合、外部からの不正アクセス等による影響を受けた場合

は、原因を究明し、速やかに対策を行うこと。

- キ アクセス解析ツール等を導入し、年に一度、マーケティング的発想による業務の改善策等を提示すること。なお、レポートの内容については、協議のうえ決定すること。

(7) 運用サポート

- ア CMS の操作マニュアルを作成すること。また、本市職員に対して、CMS の利用に関する教育を行うこと。
- イ 本市職員に対して、WEB マーケティング(SEO 対策、コンバージョンの考え方、分析ツールおよび分析手法、広告の有効利用)に関する教育を行うこと。

6. その他

(1) 再委託

- ア 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を提示し承認を得ること。
- イ 再委託範囲は受託業者が責任を果たせる範囲とし、再委託業者に問題が生じた場合は受託業者の責任において解決すること。

(2) 瑕疵担保

本業務のホームページ構築業務に係る成果物の引き渡し後 1 年以内以内に瑕疵が発見されたときは、受託業者の費用により修復等の措置を講ずること。

(3) 個人情報の保護及び守秘義務

- ア 受託事業者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- イ その他履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ウ 再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(4) 著作権

- ア 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、長野市に帰属するものとする。但し、成果物に受託業者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む）したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- イ 業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託業者に留保されるが、長野市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ウ 受託業者は、長野市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- エ この業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行う。

(5) 肖像権

受託事業者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(6) 長野市公契約等基本条例に関する事項

ア 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、長野市（作業所）等へポスターを掲示すること

イ 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること

(7) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託業者は長野市と協議を行うこと。